



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1364	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1365	保安林予定森林	(森林整備課).....	1
1366	公共測量の実施	(技術調査課).....	2
1367	公共測量の終了	(").....	2
1368	道路の供用開始	(道路保全課).....	2
1369	"	(").....	2
1370	道路の区域変更	(").....	3
1371	道路の供用廃止	(").....	3
1372	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3
1373	"	(").....	4
1374	"	(").....	4

○ 訓令

*14	和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(総務学事課).....	4
-----	-----------------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第1364号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012400028	白浜コスモスの郷	西牟婁郡白浜町堅田1026-1	就労移行支援	特になし	社会福祉法人白浜コスモス福祉会	西牟婁郡白浜町2927-219	平成24.11.1	平成30.10.31

和歌山県告示第1365号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町熊野川字白久野152(次の図に示す部分に限る。)、157、200の2、202の1から202の3まで、210、212、214
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1366号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成24年11月12日から平成25年3月17日まで
- 3 作業地域 和歌山市の一部
総延長：3.5km

和歌山県告示第1367号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市土地開発公社理事長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量・確定測量）
- 2 作業期間 平成24年9月3日から平成24年10月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市（北勢田一部）

和歌山県告示第1368号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市上田字塙ノ谷85番地先から同市上田字荒内10番1地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成24年11月20日

和歌山県告示第1369号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 三田三葛線

供用開始の区間 和歌山市坂田字佛堂原403番3地先から同市坂田字地藏山629番2地先まで

供用開始の期日 平成24年11月20日

和歌山県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町四郷字西ノ谷3番27地先から同町円明寺字居垣内122番5地先まで	旧	3.71 ） 36.62	1267.80	

和歌山県告示第1371号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用廃止の区間 海草郡紀美野町四郷字西ノ谷3番27地先から同町円明寺字居垣内122番5地先まで

供用廃止の期日 平成24年11月20日

和歌山県告示第1372号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3189	岩出市西国分字前田733番1	紀の川市粉河940番地の1	平成	6.00	59.48

の一部、733番2の一部、734番1の一部、734番3の一部	森田敏夫	24. 11. 9		
--------------------------------	------	-----------	--	--

和歌山県告示第1373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3202	田辺市あけぼの1138番の一部	田辺市あけぼの35番12号 廣瀬保方	平成 24. 11. 9	4. 00	19. 50

和歌山県告示第1374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3196	新宮市橋本二丁目3911番1の一部、3911番12の一部、3911番13の一部、3912番1の一部、3912番4の一部、3912番6の一部、3912番7	三重県松阪市嬉野下之庄町 824番地 西垣内節子	平成 24. 11. 9	6. 00	68. 66

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令
和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。
第12条第4号中オ及びカを削り、同条第5号イ中（イ）を削り、（ウ）を（イ）とし、（エ）から（キ）までを削る。
第68条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。
第96条第1項第2号中「情報システム課所管コンピュータ」を「情報政策課所管コンピュータ」に改める。
第103条第1項中「規定ににより」を「規定により」に改める。
第138条中「よりがたい」を「より難しい」に改める。
別表第1第1項の表競技式典課の項の次に次のように加える。

競技力向上推進課	国体推
----------	-----

別記第8号様式及び別記第23号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。ただし、第12条の改定規定は、平成25年1月1日から施行する。